平成２６年（フ）第４０７８号
大阪市淀川区塚本４丁目３番５号　パラシオ塚本Ⅱ701号
債務者　福島恵都子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２２０号
大阪府摂津市香露園19番６号
債務者　中村　洋子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２３１号
大阪府東大阪市長堂２丁目17番19号
債務者　久保ひとみ
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２３９号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番11―804号
債務者　本山多知子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２７４号
大阪府東大阪市上小阪１丁目５番10号
債務者　村上　陽子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３０９号
大阪市平野区瓜破５丁目２番31号101、前住所大阪市平野区喜連西３丁目２番６―204号
債務者　藤原　佳孝
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４６２号
大阪市生野区勝山南４丁目１番22号　メゾン・ド勝山401号室
債務者　森山洋子こと　夫　　洋子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５０４号
大阪市東淀川区相川２丁目22番２号　浜口ビル２階、前住所大阪府摂津市東一津屋13番３―602号
債務者　坂根　隆敬
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５５６号
大阪府門真市末広町４番13―302号　ドーミーオーウエスト30Ｂ号、前住所大阪府門真市末広町13番12号
債務者　山崎　一彦
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６３２号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目21番17―106号
債務者　児島富士夫
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６３３号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目21番17―106号
債務者　児島　昌美
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６５８号
大阪府東大阪市新町５番10号　メゾン大和枚岡102号、前住所大阪府東大阪市日下町８丁目３番24号
債務者　橋口サチエ
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７１３号
大阪市浪速区下寺２丁目６番24―705号
債務者　森本　　仁
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７１９号
大阪市阿倍野区美章園２丁目24番３号、前住所大阪市阿倍野区美章園１丁目10番17号
債務者　海津　英代
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９９１号
北海道江別市文京台南町５番地の５
債務者　藤尾　睦子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６５７号
札幌市東区北31条東12丁目１番26号　ルミエールアーサ―205号
債務者　萩原　　弘
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７０８号
札幌市中央区南８条西11丁目３番20―201号
債務者　山本　江梨（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで札幌地方裁判所民事第４部